

平成28年度

## 第9回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年12月22日、大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫は、平成28年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場大会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

<出席委員> (11名)

1番委員：加曾利益弘	2番委員：佐川順一郎
3番委員：齋藤豊彦	4番委員：君塚作治
5番委員：磯野幸作	6番委員：藤平重男
7番委員：押元康郎	8番委員：猿田義久
9番委員：浅野幸男	10番委員：山岸 潔
11番委員：岩瀬貞夫	

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

## 開 会（午後 1 時 5 分）

局長（吉野）

本日はお忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。只今から平成28年度第9回大多喜町農業委員会を開会いたします。

本日は11名の出席をいたでておりますので大多喜町農業委員会議規則第7条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会議規則第8条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

ご苦労様でございます。本日は年末の大変ご多用のところ、平成28年度第9回総会にお集まり頂き有難うございます。本日は、議件2件と報告事項2件を予定しておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。まず最初に議事日程3の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会議規則第14条の第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は2番委員の佐川委員さんと4番委員の君塚委員さんにお願いします。

それでは、早速、議事日程4の議件に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明お願いします。

事務局（寺井）

それでは、3頁をお開きください。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成28年12月22日提出 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫 番号14 所在・地番 小土呂地先 地目 畑 地積 918m<sup>2</sup> 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 大多喜町在籍 株式会社 義務者 大多喜町在住 事由 元ハーブガーデンの敷地にバラ園の開業を予定しており、来園者数の見込に対し、既存の駐車場では収容台数の不足が予想されるため、申請地を造成し、駐車場として整備したい。所有権移転。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号14については9番委員の浅野委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

浅野委員（9番）

はい。それでは、報告いたします。12月13日午後2時にアースワーク職員、山岸委員、事務局2名で調査いたしました。現場は、横山十字路から、小土呂方面に向かい、ハーブガーデンの上り口の反対側です。道路沿いに間知石が積んでおり道路より少し高くなっていますが、そこを崩して駐車場を作ることです。以上です。よろしくお願いします。

議長(岩瀬会長)

ご苦労様でした。浅野委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

押元委員（7番）

申請が出ている土地、造成をしようとしている土地は、鋭角になった進入路の反対側ですか。

浅野委員（9番）

そうです。道路沿いに間知石が積まれていますが、それを撤去する予定だそうです。

押元委員（7番）

計画図を見ると、駐車台数が十分確保できるとは思えないが、この程度で足りるのか。

浅野委員（9番）

それは、私には何とも言えません。

齋藤委員（3番）

計画書の中で、用水及び排水について、駐車場のため、計画はありませんとのことですが、今までこのような駐車場等の申請ができると、雨水は流末に寄せてU字溝に流すとか、そのような対応をしていたと思うが今回は、そのような物が無いように見えるがいかがですか。

浅野委員（9番）

現地の地盤を下げる所以、雨水は周辺の農地には流れないとと思う。道路の側溝に流れるとと思う。

山岸委員（10番）

私も、立ち会いましたが、駐車場は舗装しないで、碎石敷等で考えていて、自然浸透で考えているとのことでした。

齋藤委員（3番）

分かりました。過去にそのような事例もありました。承知しました。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号 14 について異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長 (岩瀬会長)

番号 14 については異議ないものと認めます。

議案第 1 号は以上のとおり、決定いたしました。

続きまして、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井)

はい。それでは、4 ページをお開きください。議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 28 年 12 月 22 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり 2 公告を予定する日 平成 28 年 12 月 26 日 5 ページからが今回の設定する土地の明細になります。農用地利用集積計画各筆明細書 整理番号 28-60 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 横山地区 地目 田 地積 1,021 m<sup>2</sup> 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ玄米 30kg での設定です。②利用権設定期間 3 年間で。期間開始日 平成 28 年 12 月 23 日 満了日 平成 31 年 12 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 10 月 31 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、6 ページ

整理番号 28-61 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 久我原地区 地目 田 地積 1,000 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計面積 3,830 m<sup>2</sup> 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 1 等米 120kg での設定です。②利用権設定期間 3 年間で。期間開始日 平成 28 年 12 月 23 日 満了日 平成 31 年 12

月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 10 月 31 日までに持参払い。貸付者 松戸市在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、7 ページ

整理番号 28-62 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 小谷松地区 地目 田 地積 1,133 m<sup>2</sup> 他2筆 合計面積 3,104 m<sup>2</sup> 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ1等米 180kg での設定です。 ②利用権設定期間 6 年間で。期間開始日 平成 28 年 12 月 23 日 満了日 平成 34 年 12 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 10 月 31 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。  
つづきまして、8 ページ

整理番号 28-63 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 石神地区 地目 田 地積 2,733 m<sup>2</sup> 他1筆 合計面積 3,916 m<sup>2</sup> 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 1 等米 240kg での設定です。 ②利用権設定期間 6 年間で。期間開始日 平成 28 年 12 月 23 日 満了日 平成 34 年 12 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 9 月 30 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、9 ページ

整理番号 28-64 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 西部田地区 地目 畑 地積 15 m<sup>2</sup> 他畠 1 筆 田 3 筆 合計面積 4,451 m<sup>2</sup> 利用計画 畑及び水田として利用 貸借権での設定で、賃料 玄米コシヒカリ1等米 300kg での設定です。 ②利用権設定期間 3 年間で。期間開始日 平成 28 年 12 月 23 日 満了日 平成 31 年 12 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 11 月 30 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、10 ページ

整理番号 28-65 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 西部田地区 地目 畑 地積 119 m<sup>2</sup> 他畠 1 筆 合計面積 357 m<sup>2</sup> 利用計画 畑として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ1等米 40kg での設定です。 ②利用権設定期間 3 年間で。期間開始日 平成 28 年 12 月 23 日 満了日 平成 31 年 12 月 22 日 借賃の支払い期日は毎年 11 月 30 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、11ページ

整理番号28-66 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 横山地区 地目 田 地積 690m<sup>2</sup> 他田1筆 合計面積  
1,030 m<sup>2</sup> 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料  
玄米 60kg での設定です。 ②利用権設定期間 6年間で。期間開始日  
平成28年12月23日 満了日平成34年12月22  
日 借貸の支払い期日は毎年9月30日までに持参払い。貸付者  
大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、12ページから14ページにつきましては同一案  
件です。

整理番号28-67 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 田代地区 地目 田 地積 616 m<sup>2</sup> 他田 11筆 合計面積  
3,875 m<sup>2</sup> 利用計画 水田として利用 使用貸借権での設定で  
す。 ②利用権設定期間 6年間で。期間開始日 平成28年12  
月23日 満了日平成34年12月22日 貸付者 大多喜町  
在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、15ページ。

整理番号28-68 ①利用権を設定する土地・利用権の条件  
所在 小土呂地区 地目 田 地積 1,715 m<sup>2</sup> 他田 3筆 合計  
面積 5,816 m<sup>2</sup> 利用計画 水田及び果樹畠として利用 使用貸借  
権での設定です。 ②利用権設定期間 10年間で。期間開始日  
平成28年12月23日 満了日平成38年12月22日 貸  
付者 鴨川市在住者 借受者 大多喜町在住者。なお、利用権の  
設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、16ページか  
ら17ページに記載のとおりになります。いずれも、農業経営基  
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えま  
す。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願ひしま  
す。

議長（岩瀬会長）

質問はありませんか。

議場

———— 質問・意見等なし ————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

———— 異議なしの声あり ————

議長（岩瀬会長）

議案第2号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

（午後2時26分）

議長（岩瀬会長）

それでは、続きまして報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは18ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成28年12月22日 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫 番号25 所在・番地 部田地先 地目 田 地積 99m<sup>2</sup> 他田8筆畑2筆 合計地積 5,673.7m<sup>2</sup> 登記原因・日付 相続 平成28年11月18日 権利者 大多喜町在住者

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 下記のとおり、農地法第5条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。平成28年12月22日 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫 農地法第5条の規定による許可申請日 平成28年11月7日 農地法第5条の規定による許可申請の取下願いの提出日 平成28年12月9日 番号3 譲受人 市原市在住者 譲渡人 大多喜町在住者 許可申請取下に係る土地 所在・地番 森宮地先 地目 畑 地積 914m<sup>2</sup> 他5筆 合計面積 1,349.82m<sup>2</sup> 取下げ事由 設備認定が間に合わなかった為。報告事項は以上です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいとおもいます。つづいて、議事日程6のその他に入ります。  
事務局から何がありますか。

（午後2時30分）

事務局（寺井）

はい。まず、「農地転用関係事務指針に掲げる標準処理受付期間の変更について」の文書を配布させていただきましたが、これは、農業委員会ネットワークの標準処理受付期間の変更に伴い、来年4月以降、町の農業委員会の受付期間も変更することとなり毎月21日から25日前後の受付となります。また、農業委員会総会開催日も現状の月末開催から、月初めの10日までには開催するように変更となります。この件につきましては、広報おおたき2月号・3月号に掲載準備をしております。それから、回覧ですとか防災無線等でも町民の皆さんに周知をする予定ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、総会の年間スケジュール(案)につきましては、今後、作成いたしましてお示しいたします。

総会開催日程は毎月遅くとも10日までには開催することとなります。

前回の総会時に農地中間管理機構に農地を貸し出す際の賃貸料についてのご質問がありましたが、農地中間管理機構が仲介をして農地を貸し出す際は、農地利用集積と同様に所有者と耕作者の2者の協議によって、賃貸料が決まるということです。それは、金銭であっても物納であっても無償であっても可能であるとのことでしたので報告いたします。

只今の説明に捕捉させていただきます。現状では、出し手と借り手の2者で決めておりましたが、そこに中間管理機構もしくは、中間管理機構から委託を受けている町が入りまして、3者による協議により賃貸料を決めるということになっています。なお、今年から金銭だけではなく、米あるいは他のものにおける物納も可能になったということです。以上です。

つづきまして、皆さんにお配りしております農地の売却希望につきまして、三又地先にあります農地の売却希望が農業委員会に寄せられておりますので、農業委員さんに限らず購入を希望される方がおりましたら事務局まで連絡をおねがいします。

もう一点農地に関連してお願いがあります。皆さんにお配りしておりますA4の用紙でHa lū農法についてのご相談がありました。これに関しては、弥喜用地先に農地を探しているとのことです。現在、弥喜用地先において農地を借りてHa lū農法と言うオーガニック農法による農業を始めようとしており、可能であれば、来春から作付けを検討しているとの事ですが、周辺に耕作が可能な農地がありましたら、借りたいので情報がありましたらお願いしたいとのことでした。以上です。

事務局（秋山）

事務局（寺井）

議長（岩瀬会長）

以上でよろしいですか。

事務局（秋山）

事務局からは、以上です。

事務局長（吉野）

委員さんにおかれましては、他になにかありますでしょうか。ないようござりますので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

大変ご苦労様でございました。

閉会（午後2時51分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月22日

会長 岩瀬重夫

署名委員 木川順一郎

署名委員 君塚作治

